

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年。
 - ・ 社会人を対象とする夜間コース等は、3年を超える標準修業年限とすることも可能。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - ・ 最低限必要な専任教員数は12人。
 - ・ 教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - ・ 専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - ・ 法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。(各々の単位数は大学の創意工夫による)
 - a 法律基本科目群 (イメージ例：公法系、民事系、刑事系)
 - b 実務基礎科目群 (" : 法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
 - c 基礎法学・隣接科目群 (" : 基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
 - d 展開・先端科目群 (" : 労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など)
- 教育上の目的を達成するよう事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント)を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - ・ 特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - ・ 1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - ・ 法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。